

自然・鳥獣保護部会の審議状況等について

平成25年4月
自然環境保全課
森林保全課

1 所掌事務

「自然環境の保全並びに鳥獣の保護及び狩猟に関すること」

(関係例規) 京都府環境審議会条例(第7条)、京都府環境審議会運営要領(第3条)

2 前任期(H23. 3. 23~H25. 3. 22)中の審議状況等

項目	開催日・審議内容			
	H23. 9. 13	H23. 10. 13	H24. 3. 7	H24. 10. 15
生態系維持回復事業計画 (守り育てる条例第78条の2)	4地域(岩戸山、花背大悲山、小塩山、禪定寺)	—	—	4地域(男山、当尾、常照皇寺、片波川源流域)
保全回復事業計画 (希少生物保全条例第31条)	4種策定(ナゴヤダルマガエル他)	—	—	9種策定(ニホンカワネズミ他)・1種変更(ベニバナヤマシヤクヤク)
鳥獣保護区の指定 (鳥獣法第28条)	—	1地区(毛島鳥獣保護区)	—	—
鳥獣保護事業計画 (鳥獣法第4条)	—	第10次計画(鳥獣保護区)の一部変更	第11次計画の策定	第11次計画(鳥獣保護区)の一部変更
特定鳥獣保護管理計画 (鳥獣法第7条)	—	イノシシ第1期計画の策定	ニホンジカ第4期計画 ツキノワグマ第3期計画 ニホンザル第2期計画の策定	—
狩猟期間の延長(鳥獣法第14条) 狩猟捕獲の禁止(鳥獣法第12条)	—	イノシシ狩猟期間の延長 シカ捕獲制限の一部解除	ツキノワグマの狩猟捕獲の禁止	狩猟期間中の「くくりわな」の制限の一部解除
【専門委員会】 指定希少野生生物保全 検討委員会	23年度開催 23.6/10 7/28 10/12 24.1/24 24年度開催 24.5/15 8/24 10/5 11/2 25.1/8 3/21 ・府レッドデータ更新調査、府生物多様性地域戦略策定検討 ・保全回復事業計画、生態系維持回復事業計画策定 ・希少野生生物生息地外保全の検討 等			

3 平成25年度の予定

項目	内容 / 目的
生態系維持回復事業計画 (守り育てる条例第78条の2)	府自然環境保全地域における生態系保全に関する計画 鷲峰山、権現山、金剛院、丹後上世屋内山自然環境保全地域
指定希少野生生物の指定(希少生物保全条例第9条)	指定希少野生生物の追加指定
生息地等保全地区指定(希少生物保全条例第23条)	指定希少野生生物保全のための地区指定
鳥獣保護区の指定(鳥獣法第28条)	府指定鳥獣保護区の新規指定
鳥獣保護事業計画(鳥獣法第4条)	国の基本指針に即して知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画
【専門委員会】指定希少野生生物保全検討委員会	府生物多様性地域戦略(生物多様性基本法第13条)の策定

(参考)
守り育てる条例 : 京都府環境を守り育てる条例
希少生物保全条例 : 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例
鳥獣法 : 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

府保全回復事業計画一覧

分類群	種名	策定年度	第1 事業の目標（現状・課題／対策） 第2 事業の区域	第3 事業の内容																																								
				現状把握		個体群保護			環境改善		傷病	生息地外保全			効果的な事業推進																													
				生息	生態学的状況の調査	生息生育環境の解明	密猟・盗掘監視強化	外来種の防除等対策	緊急時の一時避難	森林環境の保全	水質改善／水量調節	生息生育地の維持	生息生育地の救護	人工飼養下での繁殖	○人工受粉	○播種	○人工繁殖技術確立	現地への再導入	普及啓発	公共事業での配慮	関係機関の連携確保	府民協働の取組推進	近隣府県との協働	他法令との調整																				
ほ乳類	ニホンカワネズミ	H24	水質汚濁や護岸工事で生息場所が失われるなど、溪流環境の悪化が生存に対する脅威／生息地の環境条件の維持改善、圧迫要因の軽減・除去、かつての分布域の生息環境を改善 (区域)京都府内の山地溪流における本種の生息域	○		○						○	○	○	○							○	○	○	○	○	○																	
	ニホンモモンガ	H24	繁殖場所となる樹洞のある古木や滑空のできる大径木の伐採・枯死が生存に対する脅威／生息地の環境条件の維持改善、圧迫要因の軽減・除去、かつての分布域の生息環境を改善 (区域)京都市及び南丹市など京都府内における本種の生息域	○		○						○		○	○													○	○	○	○	○												
	ヤマコウモリ	H24	隠れ家となる樹洞のある古木などの伐採・枯死が生存に対する脅威／生息地の環境条件の維持改善、圧迫要因の軽減除去 (区域)京都市内における本種の生息域	○		○						○		○	○																	○	○	○	○	○								
	オヒキコウモリ	H24	全国的にも捕獲例が少なく、府内で繁殖・保育と思われる事例が確認されたのは沓島だけであり、絶滅の危機／生息地の環境条件の維持改善、圧迫要因の軽減・除去 (区域)沓島及び京都府内における本種の生息域	○		○																													○	○	○	○	○					
鳥類	ヒメクロウミツバメ	H24	繁殖地への立入りやゴミの放置、それに伴うカラスなどの外敵の誘因など営巣環境の悪化が懸念／生息地の環境条件の維持改善、圧迫要因の軽減除去 (区域)舞鶴市沓島ほか京都府内における本種の生息地	○		○		○																														○	○	○	○	○		
	オオタカ	H24	里山荒廃や開発等による繁殖地の減少、松枯れによる営巣木消失など生息環境の悪化が脅威／密猟防止、生息に必要な環境条件の維持改善、生息を圧迫する要因の軽減除去等を図る。 (区域)木津川市、京田辺市、精華町、木津川市、舞鶴市ほか京都府内における本種の生息域	○		○	○	○																																	○	○	○	○

分類群	種名	策定年度	第1 事業の目標（現状・課題／対策） 第2 事業の区域	第3 事業の内容																					
				現状把握		個体群保護		環境改善		傷病個体の救護		生息地外保全			効果的な事業推進										
				生息生育状況の調査	生態学的特性の解明	密猟・盗掘監視強化	外来種の防除等対策	緊急時の一時避難	森林環境の保全	水質改善／水量調節	生息生育地の維持	人工飼養下での繁殖	○人工受粉	○播種	○人工繁殖技術確立	現地への再導入	普及啓発	公共事業での配慮	関係機関の連携確保	府民協働の取組推進	近隣府県との協働	他法令との調整			
鳥類	タマシギ	H24	耕作放棄地の増加など農地環境の変化により生息環境が減少／生息地の環境条件の維持改善、圧迫要因の軽減除去 (区域)京都府内における本種の生息域	○	○							○	○						○	○	○	○	○	○	
	コアジサシ	H24	人の入り込みによる営巣地の踏みつけや河川の増水による水没が脅威／生息地の環境条件の維持改善、圧迫要因の軽減・除去、かつての分布域の生息環境を改善 (区域)京都府内の淀川水系における本種の生息域	○	○							○	○	○						○	○	○	○	○	○
	ブッポウソウ	H24	営巣に適した樹洞のある大木や木製の電柱がコンクリート製となったことから、個体数が減少／生息地の環境条件の維持改善、圧迫要因の軽減・除去、かつての分布域の生息環境を改善 (区域)京都府内における本種の生息域	○	○						○		○	○						○	○	○	○	○	○
種子植物	ベニバナヤマシャクヤク	H22 (H24変更)	生育環境の悪化、園芸目的の採取などのため絶滅の危機／採取防止、生育環境の維持改善、必要に応じ人工繁殖技術の確立などで個体群の維持拡大 (区域)南丹市・京丹後市・ 京都市 における本種の分布域、人工繁殖技術の確立・生育地外で栽培等を行う区域	○	○	○	○						○		○		○	○		○	○	○	○		
コケ	ホソバミズゴケ	H24	生育地が限定されている上に、園芸目的の採取や生育地の開発が生存に対する脅威／生育地への立入りや盗掘の防止、生育環境の維持改善、かつての分布域での生育環境改善 (区域)南丹市など府内の本種の生育地	○		○	○						○							○	○	○	○		

生態系維持回復事業計画

区分	指定年月日	名称	所在地	面積		自然環境の特質	必要な対策					計画策定年度	
				計	特別地区		普通地区	シカ食害	ナラ枯れ	放置竹林	放置人工林		その他
歴史的 自然環境 保全地域	S58.3.15	おとこやま 男山	八幡市	18.25 ha	4.75 ha	13.50 ha	照葉樹林・竹林と石清水八幡宮の歴史的遺産とが一体となつて、優れた歴史的な自然環境を保持している	△	○	○		○	H24
	S59.3.13	いわとやま 岩戸山	福知山市	13.28 ha	10.37 ha	2.91 ha	カシ林と天岩戸神社の歴史的遺産とが一体となつて、優れた歴史的な自然環境を保持している	○	○				H23
	S60.3.15	はなせだいひざん 花背大悲山	京都市 左京区	24.30 ha	18.70 ha	5.60 ha	モミ・ツガ林と峰定寺の歴史的遺産とが一体となつて、優れた歴史的な自然環境を保持している	○	○				H23
	S60.12.20	どうのお 当尾	木津川市 加茂町	19.68 ha	2.33 ha	17.35 ha	シイ林と浄瑠璃寺及び岩船寺・白山神社の歴史的遺産とが一体となつて、優れた歴史的な自然環境を保持している	○	○	○			H24
	S62.3.10	こしおやま 小塩山	京都市 西京区	28.38 ha	4.13 ha	24.25 ha	モミ林等と金蔵寺の歴史的遺産とが一体となつて、優れた歴史的な自然環境を保持している	○	○				H23
	S63.3.18	じゅうぶざん 鷲峰山	和束町	27.76 ha	12.80 ha	14.96 ha	アカマツ林・落葉広葉樹林と金胎寺の歴史的遺産とが一体となつて、優れた歴史的な自然環境を保持している	○	○		○		H25
	H1.3.24	ごんげんやま 権現山	京丹後市 峰山町	14.83 ha	10.33 ha	4.50 ha	シイ林等と吉原山城跡等の歴史的遺産とが一体となつて、優れた歴史的な自然環境を保持している	○	○				H25
	H2.3.9	ぜんじょうじ 禅定寺	宇治田原 町	15.60 ha	1.73 ha	13.87 ha	広葉樹の混交林・アカマツ林等と禅定寺の歴史的遺産とが一体となつて、優れた歴史的な自然環境を保持している	○	○		○		H23
	H6.7.12	じょうしゅうこうじ 常照皇寺	京都市 右京区	29.37 ha	8.48 ha	20.89 ha	ツガ林・ゴヨウマツ林等と常照皇寺の歴史的遺産とが一体となつて、優れた歴史的な自然環境を保持している	○	○				H24
	H9.9.12	こんごういん 金剛院	舞鶴市	106.38 ha	35.68 ha	70.70 ha	モミ林、シイ・カシ林等と金剛院の歴史的遺産とが一体となつて優れた歴史的な自然環境を保持している	○	○				H25
歴史的な自然環境保全地域 10地域				297.83 ha	109.30 ha	188.53 ha	—						
府 自然環境 保全地域	H11.3.30	かたなみがわげんりゅういき 片波川源流域	右京区	98.62 ha	33.04 ha	65.58 ha	ホンシャクナゲとヒメコマツやヒノキなどの針葉樹からなる群落、伏条台杉巨木群などの優れた自然環境を保持している ◎府有地48.68ha（右京区46.12ha, 左京区2.56ha）	○	○				H24
			左京区	8.01 ha	2.56 ha	5.45 ha							
			計	106.63 ha	35.60 ha	71.03 ha							
	H14.3.26	たんごかみせやうちやま 丹後上世屋内山	宮津市	73.21 ha	47.67 ha	25.54 ha	ヒメアオキ・ブナ群集やチャボガヤアカシデ群落のほか、「あがりこ」と呼ばれるブナの巨木が点在するなど、優れた自然環境を保持している	○	○				H25
京丹後市			42.03 ha	19.48 ha	22.55 ha								
計			115.24 ha	67.15 ha	48.09 ha								
府自然環境保全地域 2地域				221.87 ha	102.75 ha	119.12 ha	—						
京都府(歴史的)自然環境保全地域 12地域				519.70 ha	212.05 ha	307.65 ha							

第11次鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の概要について

平成25年4月23日
 京都府農林水産部森林保全課
 (電話075-414-5022)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画について、平成24年度を始期とする5カ年計画の更新等の手続を下記のとおり行いましたので、御報告します。

(前任期:平成23年3月23日～平成25年3月22日)

- 平成23年10月13日:第10次鳥獣保護事業計画の一部変更及び特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)の策定
- 平成24年3月7日:第11次鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル)の策定)
- 平成24年10月15日:第11次鳥獣保護事業計画の一部変更

名称	期	区分	計画期間	内容／目的
鳥獣保護事業計画	第11次	更新	H24.4～H29.3	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国の基本指針に即して知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画(鳥獣法第4条) <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護区の指定と整備 (②67箇所26,829ha→②869箇所27,245ha 416ha増) →②868箇所27,070ha 241ha増=H24変更) ・ 鳥獣の捕獲許可基準 ・ 特定猟具禁止区域の設定 (②69箇所250,495ha→②869箇所250,079ha 416ha減) ・ 愛がんを目的とした捕獲の規制=H24変更 ・ 特定鳥獣保護管理計画の作成(計画期間:H24.4.1～H29.3.31 ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ)
特定鳥獣保護管理計画				<ul style="list-style-type: none"> ■ 個体数が著しく増加又は減少している特定鳥獣の保護管理に関する計画(鳥獣法第7条)
ニホンジカ	第4期	更新	H24.4～H29.3	<ul style="list-style-type: none"> ■ シカによる農林業被害の軽減と個体群の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害半減に向け年間捕獲目標を設定(オス6,000頭、メス12,000頭)(①3月15日まで狩猟期間(H22～の延長、②捕獲制限の緩和(わな制限なし、銃猟はメス制限なし、オス1頭/人・日) ・ 被害防除対策及びバッファークゾーンの整備等による生息環境管理
ツキノワグマ	第3期	更新	H24.4～H29.3	<ul style="list-style-type: none"> ■ クマの地域個体群の長期安定維持と人身被害回避、農林業被害軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個体群別に保護管理目標を設定 (推定生息数:丹後 約300頭→捕獲上限24頭/年、丹波 約200頭→捕獲上限16頭/年) ・ 出没、クマ剥ぎ、果樹養蜂の被害対応マニュアルを見直し。人身、果樹被害対策を強化
ニホンザル	第2期	更新	H24.4～H29.3	<ul style="list-style-type: none"> ■ サルの地域個体群の安定的維持と人身被害根絶、農作物被害・生活環境被害の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 府内を6地域の管理ユニット(36群れ)別に保護管理目標を設定 ・ 加害レベルの高い個体及び群れを特定し、有害捕獲と個体数調整により、適正頭数に誘導
イノシシ	第1期	新規	H23.11～H29.3	<ul style="list-style-type: none"> ■ イノシシによる農林業被害の軽減と個体群の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・ 府内を5つの管理区域ごとに保護管理目標 ・ 捕獲目標設定(①3月15日まで狩猟期間(H23～の延長、②捕獲目標の設定H24～H26年 26,000頭/年、H27、28年 10,000頭/年) ・ 被害防除対策及び実のなる木の植樹等による生息環境管理

(参 考)

鳥獣保護関連計画の体系

